

資 格 の 公 示

北海道オホーツク総合振興局告示第36号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和元年7月26日

北海道オホーツク総合振興局長 藤田 二

1 資格及び売払いをする物品の種類

令和元年度において北海道オホーツク総合振興局が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により売り払いをする物品の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和元年9月4日に一般競争入札の公告を行う物品（建設機械（除雪トラック 10t(6×6) (S)G2W 1台））の売払

（2）資格

物品（建設機械（除雪トラック10t(6×6) (S)G2W)の売払契約の資格（以下「資格」という。）

（3）売払いをする物品の種類

建設機械（除雪トラック 10t(6×6) (S)G2W 1台）

2 単体企業の資格要件

次のいずれにも該当すること。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（3）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（4）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（5）暴力団関係事業者等でないこと。

（6）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

（7）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(8) 売り払いする物品は道路法（昭和27年法律第180号）第5条及び第7条並びに第8条に規定する道路の除雪用として自己使用するものとし、転売・賃貸を目的としたものではないこと。

(9) 過去5年間に道が管理する道路法上の道路の除雪業務を元請として受託した実績を有している者。

なお、協同組合又は共同企業体として受託実績を有する場合は、組合員又は構成員単体の実績として認めるものとする。

(10) 北海道内に本店を有すること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和元年7月26日から令和元年8月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

申請書類は4の(3)に示す申請書類の提出先において直接交付する。

また、北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部のホームページ（[http:// www. okhotsk. pref. hokkaido. lg. jp/kk/akk/index. htm](http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/index.htm)）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

イ 提出先の所在地 網走市北7条西3丁目

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

6 資格関係事項の変更

資格を有する者が次の事項のいずれかに該当したときは、速やかに変更の届出をしなければならない。

- (1) 資格を有する者の商号又は名称に変更があったとき。
- (2) 資格を有する者の代表者に変更があったとき。
- (3) 資格を有する者の住所又は電話番号に変更があったとき。
- (4) 資格を有する者の組織に変更があったとき。
- (5) 上記の他北海道オホーツク総合振興局長が届出の必要を認める事項に変更があったとき。

7 資格の喪失等

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しなくなったときは、資格を失う。

8 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所 在 地 郵便番号093-8670 網走市北7条西3丁目
- (3) 電話番号 0152-41-0708